

委員会提出議案第2号

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「加西市議会委員会条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成30年12月3日提出

加西市議会議長 衣笠 利則 様

提出者 議会運営委員長 三宅 利弘

加西市議会委員会条例の一部を改正する条例

加西市議会委員会条例（昭和 42 年加西市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、総務委員会及び建設経済厚生委員会の所管は、予算決算委員会の所管する事項を除く。

第 2 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(3) 予算決算委員会 15 人

一般会計の予算及び決算に関する事項

第 16 条第 1 項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「、原則として公開する。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の条例第 2 条第 2 項の規定は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。